

## 福祉総合学部 理学療法学科

### 履修の手引と手続き

#### <小 目>

I	カリキュラム・ポリシー	254
II	ディプロマ・ポリシー	254
III	授業科目について	254
IV	授業科目の単位と認定	255
V	卒業に必要な単位について	255
VI	理学療法士国家試験資格について	255
VII	進級基準	255
VIII	授業科目の学年配当と履修すべき単位数	259
	1. 学科共通科目群	259
	2. 専門基礎科目群	260
	3. 専門科目群	262
IX	履修申請について	265
X	正規の履修からはずれる場合	265
XI	試験について	266
XII	授業科目の単位認定と進級および留年	267
XIII	成績発表	268

## 履修の手引と手続き

### I カリキュラム・ポリシー

福祉総合学部では、教育研究上の目的に基づき、福祉の専門性を有する人材を養成するため、学生一人ひとりの資格取得やキャリア目標に応じたカリキュラム（教育課程）を編成する。

1. 「学科共通科目群」は、学生の間人形成、人格形成の基盤となる科目、社会人として活動するための基盤となる知的活動や職業生活、社会生活において必要な技能としての科目を配置する。
2. 「専門基礎科目群」は、「専門基礎科目群Ⅰ」「専門基礎科目群Ⅱ」に区分する。
  - ・「専門基礎科目群Ⅰ」では、“人体の構造と機能及び心身の発達”，“疾病と障害の成りたち及び回復過程の促進”そして“保健医療福祉とリハビリテーションの理念”という3つのカテゴリーに分けてそれぞれの理解に必要な科目を配置する。
  - ・「専門基礎科目群Ⅱ」では、薬学・福祉・看護の各学部との連携教育を目的としてその連携教育の基礎となる科目を配置する。
3. 「専門科目群」は、「専門科目群Ⅰ」「専門科目群Ⅱ」「専門科目群Ⅲ」に区分する。
  - ・「専門科目群Ⅰ」では、“基礎理学療法学”の修得を目的とした科目を配置する。
  - ・「専門科目群Ⅱ」では、“理学療法評価学”，“理学療法治療学”“地域理学療法学”を学ぶことを目的とした科目を配置する。
  - ・「専門科目群Ⅲ」では、“臨床実習”を通じてその実践力を養うことを目的とした科目を配置する。

### II ディプロマ・ポリシー

福祉総合学部は、以下に掲げる能力を有し、かつ所定の単位を修得した学生に、学士（福祉総合）の学位を授与する。

1. 自らのもつ倫理観を涵養し、倫理的姿勢と行動をもって人の尊厳を守り、理学療法の知見を活用できる。
2. 科学的知見に基づき自己の理学療法の専門性やケアの質の向上に向けて探究できる。
3. 福祉・看護・薬学の関連専門職の学問内容に見識を持ち協働して医療に従事できる。
4. 国際的素養を身につけるとともに、地域の健康と福祉に関心を持ち、国際社会や地域に貢献できる。

### III 授業科目について

福祉総合学部理学療法学科における授業科目は、学科共通科目群Ⅰ・Ⅱ、専門基礎科目群及び専門科目群Ⅰ・Ⅱ・Ⅲから構成されている。

#### IV 授業科目の単位と認定

本学では単位制を採用している。単位制とは、一つひとつの授業科目に一定の基準により定められた単位があり、履修した授業科目に対しては、試験もしくはその他の方法により学習評価をしたうえで、その単位を認定する制度である。

単位の認定は、S・A・B・C、4段階の評価により行い、D・E・F・T・Zの評価は単位を認定しない。

#### V 卒業に必要な単位について

卒業に必要な単位は、次の表に示すとおりである。

系 列	学部・学科	福祉総合学部 理学療法学科
	必要単位数	
学科共通科目群Ⅰ（国際性を身につける）	11	
学科共通科目群Ⅱ（科学的思考の基礎）	14	
専門基礎科目群 （人体の構造と機能及び心身の発達） （疾病と障害の成りたち及び回復過程の促進） （保健医療福祉とリハビリテーションの理念） （薬学・福祉・看護）	36	
専門科目群Ⅰ（基礎理学療法学）	6	
専門科目群Ⅱ （理学療法評価学） （理学療法治療学） （地域理学療法学）	35	
専門科目群Ⅲ（臨床実習）	22	
計	124	

#### VI 理学療法士国家試験受験資格について

本学科は、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法に基づく大学として認可を受けている。本学科の所定の単位を修得し、卒業することにより、理学療法士国家試験受験資格を得る。

#### VII 進級基準

1. 下記条件のいずれかに該当したものは、進級判定の対象となり、審議の結果許可された学生のみ進級することができる。なお、未修得の科目数は、下級学年も加算する。

- (1) 専門基礎科目群及び専門科目群の必修科目が3科目以上未修得。  
 (2) 必修実習科目が2科目以上未修得。  
 (3) 理学療法評価学臨床実習，総合臨床実習Ⅰが未修得。
2. 年間の履修登録については原則50単位未満とすること。ただし，大学が教育上適当と認める場合は，履修上限単位数を超えて履修することを認めることがある。
3. 各学年に履修する授業科目群および修得単位数の目安は，次の表に示すとおりである。

学年	単位数の目安
1 年次	学科共通科目群Ⅰ（国際性を身につける） Fundamentals of EnglishⅠ …………… 1科目2単位（必修） Oral FluencyⅠ …………… 1科目2単位（必修） 理学療法海外研修…………… 1科目1単位（必修） 選択科目…………… 2科目4単位（選択） 学科共通科目群Ⅱ（科学的思考の基礎） 基礎物理学…………… 1科目1単位（必修） 医療倫理学…………… 1科目2単位（必修） 統計学…………… 1科目2単位（必修） 情報リテラシー演習…………… 1科目1単位（必修） 選択科目…………… 2科目4単位（選択）
	専門基礎科目群 人体の構造Ⅰ…………… 1科目2単位（必修） 人体の構造Ⅱ…………… 1科目2単位（必修） 人体の構造演習…………… 1科目1単位（必修） 人体の機能Ⅰ…………… 1科目2単位（必修） 人体の機能Ⅱ…………… 1科目2単位（必修） 人体の機能演習…………… 1科目1単位（必修） 運動学Ⅰ…………… 1科目2単位（必修） リハビリテーション科学…………… 1科目1単位（必修） リハビリテーション概論…………… 1科目1単位（必修） 専門科目群Ⅰ 理学療法学概論…………… 1科目1単位（必修） 選択科目…………… 2科目2単位（選択） 専門科目群Ⅱ 理学療法評価学Ⅰ…………… 1科目1単位（必修） 理学療法評価学実習Ⅰ…………… 1科目1単位（必修）
修得単位数 38 単位	
2 年次	専門基礎科目群 運動学Ⅱ…………… 1科目2単位（必修） 運動学実習…………… 1科目1単位（必修） 整形外科科学…………… 1科目4単位（必修） 内科学…………… 1科目4単位（必修） 精神医学…………… 1科目1単位（必修） 公衆衛生学…………… 1科目1単位（必修）

	保健医療福祉概論…………… 1 科目 1 単位 (必修)
	専門科目群Ⅱ
	理学療法評価学Ⅱ…………… 1 科目 1 単位 (必修)
	理学療法評価学実習Ⅱ…………… 1 科目 1 単位 (必修)
	運動療法学…………… 1 科目 2 単位 (必修)
	運動療法学実習…………… 1 科目 1 単位 (必修)
	日常生活活動学…………… 1 科目 1 単位 (必修)
	日常生活活動学実習…………… 1 科目 1 単位 (必修)
	骨・関節系理学療法学…………… 1 科目 2 単位 (必修)
	骨・関節系理学療法学実習…………… 1 科目 1 単位 (必修)
	理学療法機器技術学…………… 1 科目 1 単位 (必修)
	義肢補装具学…………… 1 科目 1 単位 (必修)
	中枢神経系理学療法学…………… 1 科目 2 単位 (必修)
	呼吸・循環系理学療法学…………… 1 科目 1 単位 (必修)
	小児系理学療法学…………… 1 科目 1 単位 (必修)
	理学療法学セミナーⅠ…………… 1 科目 1 単位 (必修)
修得単位数 34 単位	専門科目群Ⅲ 理学療法評価学臨床実習…………… 1 科目 3 単位 (必修)
3 年次	学科共通科目群Ⅰ
	選択科目…………… 1 科目 2 単位 (選択)
	学科共通科目群Ⅱ
	選択科目…………… 2 科目 4 単位 (選択)
	専門基礎科目群
	スポーツ理学療法学概論…………… 1 科目 1 単位 (必修)
	福祉学概論…………… 1 科目 1 単位 (必修)
	生活支援福祉機器…………… 1 科目 1 単位 (必修)
	多職種間連携教育…………… 1 科目 1 単位 (必修)
	選択科目…………… 2 科目 2 単位 (選択)
	専門科目群Ⅰ
	理学療法研究法…………… 1 科目 1 単位 (必修)
	専門科目群Ⅱ
	義肢補装具学実習…………… 1 科目 1 単位 (必修)
	中枢神経系理学療法学実習…………… 1 科目 1 単位 (必修)
	呼吸・循環系理学療法学実習…………… 1 科目 1 単位 (必修)
	物理療法学…………… 1 科目 1 単位 (必修)
	物理療法学実習…………… 1 科目 1 単位 (必修)
	徒手技術学…………… 1 科目 2 単位 (必修)
	小児系理学療法学実習…………… 1 科目 1 単位 (必修)
	スポーツ系理学療法学…………… 1 科目 2 単位 (必修)
	理学療法学セミナーⅡ…………… 1 科目 1 単位 (必修)
	福祉理学療法学…………… 1 科目 1 単位 (必修)
修得単位数 33 単位	専門科目群Ⅲ 総合臨床実習Ⅰ…………… 1 科目 8 単位 (必修)

4 年次       修得単位数 19 単位	専門基礎科目群 画像診断学…………… 1 科目 1 単位 (必修) チーム医療…………… 1 科目 1 単位 (必修) 専門科目群 I 世界の理学療法…………… 1 科目 1 単位 (必修) 選択科目…………… 1 科目 1 単位 (選択) 専門科目群 II 生体信号解析学…………… 1 科目 1 単位 (必修) 福祉と健康増進…………… 1 科目 1 単位 (必修) 地域理学療法学…………… 1 科目 2 単位 (必修) 専門科目群 III 理学療法学総合演習 I …… 1 科目 1 単位 (必修) 理学療法学総合演習 II …… 1 科目 2 単位 (必修) 総合臨床実習 II …… 1 科目 8 単位 (必修)
卒業 修得単位数 124 単位	

## Ⅷ 授業科目の学年配当と履修すべき単位数

### 1. 学科共通科目群

学科共通科目群は、学科共通科目群Ⅰ（国際性を身につける）、学科共通科目群Ⅱ（科学的思考の基礎）の2科目群で構成されている。

#### （1）学科共通科目群Ⅰ（国際性を身につける）

学科共通科目群Ⅰ（国際性を身につける）は、本学科における理学療法教育の基盤である教養教育のうち、本大学の教育特性としての国際的視野を持ち国際性を学ぶために外国語と文化基盤の理解をする科目を配置した科目群である。

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得単位数	備考
		1年	2年	3年	4年		
学科共通科目群Ⅰ （国際性を身につける）	Fundamentals of English I	②				11 単位	「学科共通科目群Ⅰ（国際性を身につける）」の中より、必修単位を含み11単位以上選択必修  「世界の中の日本」は「グローバル研修」の準備講座である。したがって、「グローバル研修」を履修するためには、「世界の中の日本」を修得していなければならない。
	Fundamentals of English II		2				
	Oral Fluency I	②					
	Oral Fluency II		2				
	中国語ⅠA		2				
	中国語ⅠB		2				
	韓国語ⅠA		2				
	韓国語ⅠB		2				
	ハンガリー語ⅠA		2				
	ハンガリー語ⅠB		2				
	ポーランド語ⅠA		2				
	ポーランド語ⅠB		2				
	チェコ語ⅠA		2				
	チェコ語ⅠB		2				
	異文化理解	2					
	国際交流論	2					
	国際交流・協力実践		2				
	理学療法海外研修	①					
世界の中の日本			2				
グローバル研修			2				

〔備考〕

- 1) Fundamentals of English II, Oral Fluency IIを履修するためには、それぞれⅠを修得していなければならない。
- 2) 外国語においてⅠBを履修するためには、ⅠAを修得していなければならない。

## (2) 学科共通科目群Ⅱ（科学的思考の基礎）

理学療法学を学ぶにあたってその基礎となる科目、理学療法士として医療の場で仕事を行ううえで役立つ科目を配置した科目群である。これらの科目は学生の入学後の学年進行に伴う学びの発展の基礎に該当する。

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得単位数	備考
		1年	2年	3年	4年		
学科共通科目群Ⅱ (科学的思考の基礎)	基礎物理学	①				14単位	「学科共通科目群Ⅱ（科学的思考の基礎）」の中より、必修単位を含み14単位以上選択必修
	基礎生物学	1					
	人間学	2					
	女性福祉論			2			
	社会学	2					
	心理学	2					
	医療倫理学	②					
	統計学	②					
	情報リテラシー演習	①					
	ジェンダー論			2			
	コミュニケーションの基礎	2					
	生涯スポーツ概論			2			
死生学				2			

## 2. 専門基礎科目群

理学療法学を学ぶにあたってその基礎となる科目群を（人体の構造と機能及び心身の発達）、（疾病と障害の成りたち及び回復過程の促進）（保健医療福祉とリハビリテーションの理念）、そして（薬学・福祉・看護）という4つに分けて設定している科目群である。

## (1) 人体の構造と機能及び心身の発達

理学療法学を学ぶにあたって必須である人体のしくみと成り立ち、そしてその働きをよく理解し、さらに人体の運動についてその理論と実践を学び、理学療法学を学ぶ基礎を固めるように科目を配置している。

## (2) 疾病と障害の成りたち及び回復過程の促進

理学療法学を学ぶために必要な各医学分野の基礎を学び、リハビリテーションの科学的基礎、公衆衛生学的基礎を習得し、専門科目としての理学療法学を学ぶ基礎を形成する科目を配置している。

## (3) 保健医療福祉とリハビリテーションの理念

理学療法学を学ぶ上で重要な保健医療福祉とリハビリテーションの理念を学び、理学療法学を学ぶ基礎を形成する科目を配置している。



(4) 薬学・福祉・看護

理学療法学を学ぶにあたって、関連コメディカルである薬学・福祉・看護の概要と理念を習得し、理学療法学を学ぶ基礎を固めるように科目を配置している。

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得単位数	備考
		1年	2年	3年	4年		
専門基礎科目群	人体の構造と機能及び心身の発達	人体の構造Ⅰ	②				「専門基礎科目群」の中より、必修単位を含み36単位以上選択必修
		人体の構造Ⅱ	②				
		人体の構造演習	①				
		人体の機能Ⅰ	②				
		人体の機能Ⅱ	②				
		人体の機能演習	①				
		運動学Ⅰ	②				
		運動学Ⅱ		②			
		運動学実習		①			
		人間発達学	1				
		臨床心理学		1			
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	リハビリテーション科学	①				
		整形外科学		④			
		内科学		④			
		精神医学		①			
		像診断学				①	
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	公衆衛生学		①			
		リハビリテーション概論	①				
		保健医療福祉概論		①			
	薬学・福祉・看護	スポーツ理学療法概論			①		
		薬学概論			1		
		看護学概論			1		
		福祉学概論			①		
		生活支援福祉機器			①		
		福祉まちづくり論				2	
		チーム医療				①	
		多職種間連携教育			①		

### 3. 専門科目群

専門科目群は、専門科目群Ⅰ（基礎理学療法学）、専門科目群Ⅱ（理学療法評価学）・（理学療法治療学）・（地域理学療法学）、専門科目群Ⅲ（臨床実習）の3科目群で構成されている。

#### (1) 専門科目群Ⅰ（基礎理学療法学）

理学療法学を学ぶ基礎として理学療法学および関連する学問分野の概要を早期の段階で学び、最終学年では理学療法の学びの展開をはかる科目を配置している。

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得 単 位 数	備 考
		1年	2年	3年	4年		
専門科目群Ⅰ (基礎理学療法学)	理学療法学概論	①				6 単位	「専門科目群Ⅰ（基礎理学療法学）」の中より、必修単位を含み6単位以上選択必修
	職業倫理管理学				1		
	作業療法学概論	1					
	言語聴覚治療学概論	1					
	理学療法研究法			①			
	リハビリテーション工学				1		
	世界の理学療法				①		
	医療統計学				1		
	卒業研究				4		

(2) 専門科目群Ⅱ

1) 理学療法評価学

理学療法学を学ぶ上で重要となる理学療法評価の理論と実践を学ぶ科目を配置している。

2) 理学療法治療学

理学療法学を学ぶ上でその根幹となる理学療法治療学を構成する科目を配置している。

3) 地域理学療法学

地域福祉と地域理学療法学などについて学び、地域リハビリテーションを実践できるための科目を配置している。

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得 単位数	備 考
		1年	2年	3年	4年		
専門科目群Ⅱ	理学療法評価学Ⅰ	①				35 単位	
	理学療法評価学実習Ⅰ	①					
	理学療法評価学Ⅱ		①				
	理学療法評価学実習Ⅱ		①				
	生体信号解析学				①		
	運動療法学		②				
	運動療法学実習		①				
	日常生活活動学		①				
	日常生活活動学実習		①				
	骨・関節系理学療法学		②				
	骨・関節系理学療法学実習		①				
	理学療法機器技術学		①				
	義肢補装具学		①				
	義肢補装具学実習			①			
	中枢神経系理学療法学		②				
	中枢神経系理学療法学実習			①			
	呼吸・循環系理学療法学		①				
	呼吸・循環系理学療法学実習			①			
	物理療法学			①			
	物理療法学実習			①			
徒手技術学			②				
小児系理学療法学		①					
小児系理学療法学実習			①				
スポーツ系理学療法学			②				

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得 単位数	備 考
		1年	2年	3年	4年		
専門科目群Ⅱ	理学療法 治療学	理学療法学セミナーⅠ		①			
		理学療法学セミナーⅡ			①		
	地域理学療法 学	福祉と健康増進				①	
		地域理学療法学				②	
		福祉理学療法学			①		

## (3) 専門科目群Ⅲ（臨床実習）

理学療法学を学ぶ上で重要な演習および実習科目を配置している。

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得 単位数	備 考
		1年	2年	3年	4年		
専門科目群Ⅲ (臨床実習)	理学療法学総合演習Ⅰ				①	22単位	
	理学療法学総合演習Ⅱ				②		
	理学療法評価学臨床実習		③				
	総合臨床実習Ⅰ			⑧			
	総合臨床実習Ⅱ				⑧		

## IX 履修申請について

各年次において履修しようとする授業科目は、毎学期の初めの指定された期日に、所定の方法（オリエンテーションで説明する）で履修申請をしなければならない。履修申請は、年間の受講計画をたて、単位を取得する意思表示をする学期初めの重要な手続きである。この履修申請手続きを間違えたために、授業科目の履修ができなくなり、その結果、進級はもとより卒業ができなくなる場合もあるので、以下に掲げる注意事項を厳守して、誤りの無いように履修申請をすること。

- (1) 履修授業科目および担当教員などの変更，追加，取消しなどが無いよう，入力する前に授業時間割表に則してもう一度確認するなど，細心の注意を払うこと。なお，履修照合期間が設けられているので，間違いなく登録されているかどうかを必ず確認すること。
- (2) 履修申請をしていない授業科目は，受講しても単位は認められない。また修得した単位は分割することはできない。よって，授業科目の申請にあたっては進級や卒業に必要な単位の算定を慎重に行い，修得単位数が不足しないように万全を期すこと。
- (3) 同一学期の同一時限に2つ以上の授業科目を履修することはできない。
- (4) 一度単位を修得した授業科目は，再度履修することはできない。
- (5) Web履修では，授業科目，コマ・コード番号など必要事項を正しく入力すること。入力上の誤りは申請自体が無効になるので十分注意すること。また，入力の際，PCの前で長時間考えているとタイムアウトになる可能性があるため，登録する講義や時間割の下書きを準備してから入力すること。なお，大学内に設置されているPCの台数は限られているので，Web履修のために長時間占有しないこと。
- (6) コマ・コード番号とは，時間割表に授業科目と共に記載されている番号で，その時限の授業科目に対する固有の番号である。
- (7) 指定された期日までに履修申請を怠った場合は，学業の意思が無いものとみなされて，退学処分となるので入力期限を厳守すること。
- (8) 教職課程・副専攻・留学等，履修についての質問は，それぞれのアドバイザーもしくは，学部事務室に相談すること。

## X 正規の履修からはずれる場合

### 1. 再履修

履修申請をして単位が取得できなかった授業科目については，次年度または次学期において再び履修することができる。

### 2. 規定外履修

該当するクラスの授業時間以外のクラスで受講せざるを得ない場合は，必ず学部事務室に相談すること。ただし1年次生の規定外履修は原則として認めない。アドバイザーと相談の上必ず学部事務室に申しでること。

## XI 試験について

### 1. 定期試験および臨時試験

- (1) 試験は、定期試験と臨時試験があり、定期試験は原則として学期末あるいは学年末に行い、臨時試験は担当教員の判断により適宜行われる。
- (2) いずれの授業科目も授業時数の1/3以上欠席した場合には、原則として当該授業科目の受験資格を失う。ただし、病気または正当な理由により長期欠席の場合には、特別に配慮されることがある。
- (3) 試験の時間割は掲示により連絡する。
- (4) 授業科目によっては論文（レポート）提出によって試験に代える場合がある。

### 2. 追 試 験

- (1) 追試験は、やむを得ない事情によって定期試験を受験できなかった者に対し、原則として学期末または学年末に実施する。
- (2) 追試験を希望する者は、正当な事由を証明する書面を速やかに授業担当教員に届け出ること。
- (3) 追試験は、成績表の当該科目にTの表示がなされた場合に限って受験することができる。  
なお、追試験は、履修（再履修を含む）した年度に限り受験することができる。
- (4) 追試験を受験しようとする者は、「追試験受験願」を学部事務室に提出しなければならない。

なお、追試験の受験料は、1科目につき200円である。

### 3. 再 試 験

- (1) 再試験は、原則として学期末または学年末に実施する。ただし、授業科目によっては再試験を行わない場合もある。
- (2) 定期試験の結果、不合格（この場合成績表の当該科目にFの表示がなされる）となった授業科目のある者は、当該授業科目の担当教員が再試験を行う場合、受験することができる。  
なお、再試験は、履修（再履修を含む）した年度に限り受験することができる。
- (3) 再試験の受験を許可された者は、「再試験受験願」を学部事務室に提出しなければならない。

なお、再試験の受験料は、1科目につき1,000円である。

### 4. 試験に関する注意

#### 1. 通 則

- (1) 試験場内では、すべて監督者の指示に従わなければならない。なお、監督者の指示に従わない者には、退場を命ずることがある。
- (2) 試験場内では、筆記用具・持込みを許された資料以外のものは、すべて監督者の指

定する場所におかなければならない。

- (3) 受験者は学生証および受験許可証（追・再試験の場合）を、机の上の見やすい場所に提示しておかなければならない。
- (4) 試験開始から20分を経過した後は入室・受験を認めない。
- (5) 試験開始から25分を経過するまでは退場を認めない。なお、監督者が退場を命ずる場合はこの限りではない。
- (6) 受験者は、試験中監督者の許可を得ないで試験場を出てはならない。
- (7) 試験の行われる学期の授業料未納の者・授業時数の1/3以上を欠席した者は、試験を受けることができない。
- (8) 病気・事故その他正当な事由によって受験できなかった者は、診断書・事故証明その他正当な事由を証明する書面を添えて、遅滞なく授業担当教員に届出なければならない。

## 2. 試験における不正行為の懲戒について

- (1) 不正行為をした者については、学則第68条により罰せられ、更に年度における当該授業科目の単位の認定を行わない。
- (2) 不正行為のあった者の懲戒処分については、教授会の審議を経て、学長が決定する。
- (3) 学長はその旨保証人を召喚して通知すると共に学内にこれを公示する。

## 3. 試験における不正行為とは

- (1) 他の人から答えを教わることや、教えること等、いわゆるカンニング及びその手助けをすること。
- (2) 本人以外の名前・学籍番号で受験すること。
- (3) 許可されていないものを使用すること。
- (4) 「解答はじめ」の前、及び「解答おわり」の後に、試験監督の指示に従わず、解答を続けること。
- (5) その他、試験監督の指示に従わないこと。
- (6) 論文・レポート等において、剽窃行為をすること。

※剽窃行為…引用の形式をとらず、著作権者に無断で著作物を複製・転載する行為。学術上のルール・モラルに反する行為であり、著作権法に違反する行為。

# XII 授業科目の単位認定と進級および留年

## 1. 単位認定

- (1) 各科目の成績は、シラバス記載の成績評価基準に基づき総合的に判定する。
- (2) 100点を満点とし、60点以上をもって単位修得（合格）とする。  
その評価は次に従う。

評価	得点分布
S	100点～90点
A	89点～80点
B	79点～70点
C	69点～60点

- (3) 再試験における評価は60点を合格とし、79点を上限とする。
- (4) 再試験における成績評価の最高点は、定期試験合格者の成績評価の最低点を上回らないものとする。

## 2. 進級及び留年

- (1) 3年次への進級については、指定された進級要件を満たした場合に可能となる。  
なお、指定された進級要件を満たさない場合においても、教授会の決定により進級を認める場合がある。
- (2) 4年次で卒業要件を満たさない者は留年とする。

## XIII 成績発表

- (1) 成績発表は、アドバイザーまたは演習担当教員より本人に成績表を交付するので、学部事務室の指示に従って必ず交付を受けること。その際、学生証を提示すること。  
なお、指定された期日以外には交付しない。
- (2) 成績の評価は次の記号で表わし、60点以上をもって単位修得（合格）とする。

(合格)	(正規試験不合格)	(追・再試験不合格)
S：100～90点	F：59点以下（再試験受験可）	D：59点以下
A：89～80点	T：追試験受験可	E：未受験
B：79～70点	Z：追・再試験の受験資格なし	
C：69～60点	評価不能	

- (3) 再試験における評価は60点を合格とし、79点を上限とする。
- (4) 再試験による成績評価の最高点は、定期試験合格者の成績評定の最低点を上回らないものとする。
- (5) 成績表には、学習成果を総合的に推し量る指標 GPA（Grade Point Average）を表記している。  
詳細については、Web履修登録画面にて確認すること。
- (6) 成績についての疑問、質問等は成績表交付日のみ受け付けるので、学部事務室に問い合わせること。
- (7) 病気、事故等により指定日に成績表の交付を受けられない場合は、代理人を定め、成績表の交付を受けること。その場合、代理人は学生証および委任状を持参すること。